

まえがき

本書は、アジア経済研究所が2012年度と2013年度の2年間実施した「開発途上国の障害者教育——教育法制と就学実態——」研究会の成果である。本研究は、前年度までの研究会の成果——小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』アジア経済研究所2010年、および小林昌之編『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジア経済研究所2012年——をふまえて実施されている。

先行研究では、アジア7カ国の障害者立法の全体像を明らかにしたうえで、個別分野のうち最も喫緊な課題である障害者の雇用に焦点を当てて研究を行った。ここで明らかになったのは、障害者が一般労働市場で就労するためには、その前提として十分な教育・訓練を受けることが必要となっていることである。そこで本研究では、主として法学の視点から障害者教育に焦点を当て、障害者権利条約の諸規定を基準に、開発途上国における教育法制とそれに基づく就学実態を調査し、障害者の教育の権利実現に向けた課題について分析した。

研究会委員は、現地の法律と言葉に精通しているアジア法を専門とする研究者と「障害と開発」やアジアの障害当事者運動に造詣の深い研究者・実務家ならびに障害者教育を専門とする委員によって構成された。研究は両者が協働する形で進められ、議論と現地調査をとおして、各章とも現地の法制度、法文化、障害当事者の動向をふまえた論考とすることができた。障害問題は貧困削減の重要な一部であり、障害者の雇用と教育はその中核的課題である。本書によって、わずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

研究会では、本書を執筆した委員のほか、外部の有識者からレクチャーをいただき、貴重なアドバイスをいただいた。2012年度は、元JICA国際協力専門家の二羽泰子氏から日本の特別支援教育と開発途上国支援に関して、佛教大学専任講師の今川奈緒氏からアメリカ障害者教育法の発展と課題に

関して、茨城キリスト教大学専任講師の宮内久絵氏からイギリスの特別な
ニーズ教育の現状と課題に関して、大変興味深い内容のレクチャーをいた
だいた。2013年度は、筑波技術大学准教授の一木玲子氏からイタリアのイン
クルーシブ教育の現状と課題に関して、ご報告いただいた。また、手話
通訳者各氏には難解な議論の通訳をサポートしていただいた。ここに記し
て感謝の意を表したい。

最後に、研究会の内部および外部の匿名の査読者の方々からも的確な
批判と貴重なコメントを頂戴し、最終原稿に向けたとりまとめに大いに参
考にさせていただいた。また、現地調査に際しては多くの方々に貴重な時
間を割いていただき、有用な情報をいただいた。この場を借りて感謝申し
上げたい。

2014年12月
編 者